平成２４年（フ）第１９２７号
札幌市白石区栄通２丁目２番―５―301号
破産者　株式会社クラシコカンパニー
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９７号
群馬県吾妻郡高山村大字中山4163番地
破産者　西形　　勉
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７号
群馬県伊勢崎市下植木町511番地１　サンコーポレーション下植木101
破産者　松島　久江
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２３号
群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1330番地１　サントハイツ202号
破産者　吉沢　正和
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０６号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井989番地５
破産者　有限会社権八
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０７号
群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1101番地８
破産者　小菅　武之
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２２４号
埼玉県熊谷市中央２丁目159番地
破産者　有限会社原口商店
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１２０２号
千葉市若葉区小間子町５番地142
破産者　Ｆ・Ｃ・Ｃ有限会社
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１９６号
千葉県茂原市上永吉1584番地３
破産者　秋葉　和孝
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５６号
千葉市中央区白旗３丁目15番12号
破産者　高橋　　智
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５７号
千葉市稲毛区小仲台６丁目９番７号
破産者　鴇田　伸行
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２号
千葉県南房総市白浜町根本1870番地、住民票上の住所千葉県南房総市富浦町大津405番地
破産者　若王子貞行
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第６８９号
横浜市港北区新吉田町216番地
破産者　有限会社仁平産業
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６６号
名古屋市守山区天子田１丁目1008番地の１、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中村区名駅２丁目41番１号
破産者　株式会社ｇｅｎｏｍｅ
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０６１号
名古屋市西区五才美町148番地
破産者　有限会社ファッションミヤ
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４３号
大阪府泉南郡田尻町吉見602―１
破産者　株式会社事業推進機構
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４７４号
大阪府泉大津市助松団地３番33―306号
破産者　有限会社ジェイ・アイ・テック
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４８４号
大阪府泉佐野市新安松２丁目５番28号
破産者　有限会社ナガタ建窓
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６００号
神戸市北区南五葉１丁目１番３号
破産者　有限会社花福商店
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３３号
神戸市中央区八幡通４丁目１番18号
破産者　株式会社ＨＡＬＯＧＥＮ
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１５号
兵庫県姫路市大津区真砂町47番地１
破産者　株式会社アサヒ
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第７０１号
広島市中区舟入本町10番４号
破産者　有限会社ダイコウ
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部